

第1部 医療費適正化計画の基本的事項

1章 計画の背景と目的

2章 計画の位置づけ

3章 計画期間

4章 実施体制・関係者連携



— 第1章 計画の背景と目的

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、国民の健康寿命延伸のための予防・健康管理の推進に資する新たな仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」と示されました。【図表1】

それに伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第11項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）の一部が改正され、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うものとされました。

また、平成30年度に福岡県が市町村と共に国民健康保険の共同保険者となったことにより、市町村支援の実効性を図り、県内地域の健康課題の解決を目的として、令和4年度には県内市町村国保保険者共通の評価指標の設定の推進が掲げられました。

本市では、平成27年度から29年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画」、平成30年度から令和5年度を計画期間とする「福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第2期）（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、健康寿命の延伸を目標に、本市の健康課題に対応した効果的・効率的な保健事業及び給付適正化事業を実施することにより、本市国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ってきました。

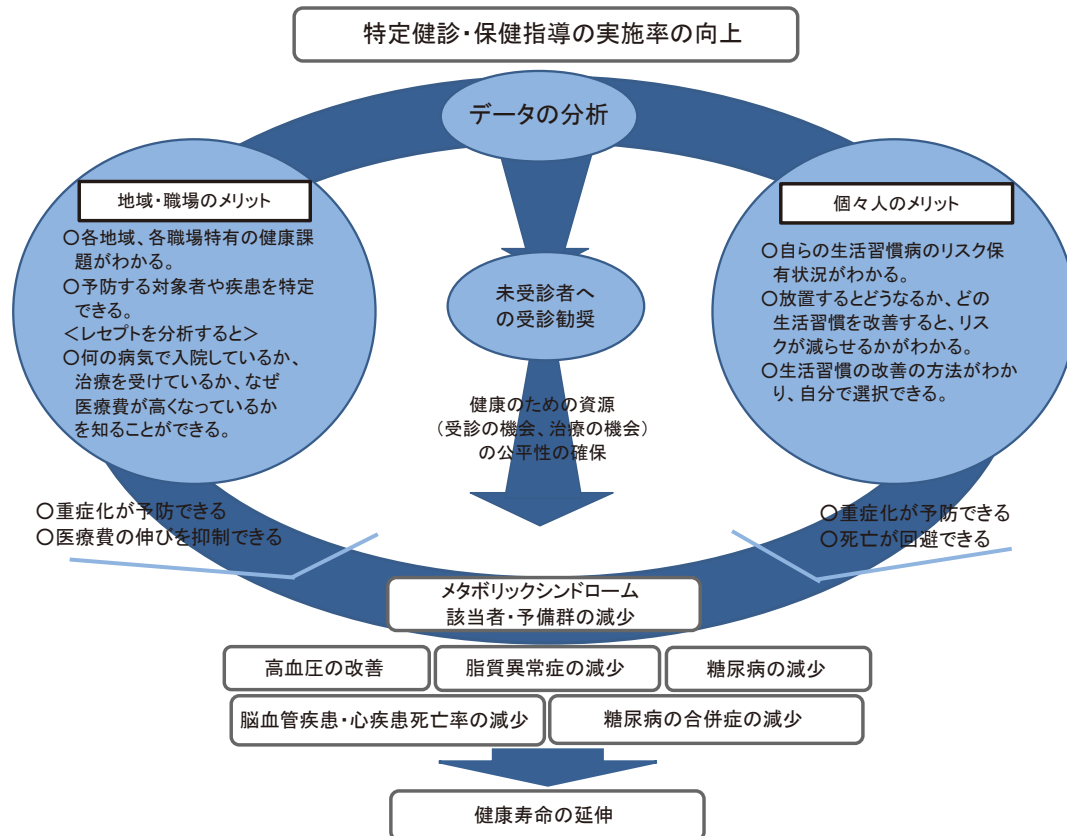
このたび、第2期計画期間の終了に伴い、これまでの取組みの評価を踏まえ、「福岡市国民健康保険医療費適正化計画(第3期)」を策定しました。【図表2】

— 第2章 計画の位置づけ

本計画は、保険者である福岡市が、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的効率的な保健事業及び医療費適正化事業の実施を図るための計画で、「データヘルス計画」と「給付適正化計画」で構成されます。「データヘルス計画」と同様の保健事業実施計画である「福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画 第四期」は本計画において「データヘルス計画」と一体的に策定することとし、第4部に位置づけています。

なお、本計画は、「福岡県国民健康保険運営方針」、「福岡市保健福祉総合計画」や「福岡市介護保険事業計画」と調和のとれたものとします。また、健康寿命延伸に向けた取組みとして、国が市町村での実施を推進している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のため、福岡県後期高齢者医療広域連合と課題や目標等を共有し、連携を図ります。【図表3】

図表1 特定健診・特定保健指導と国民健康づくり運動

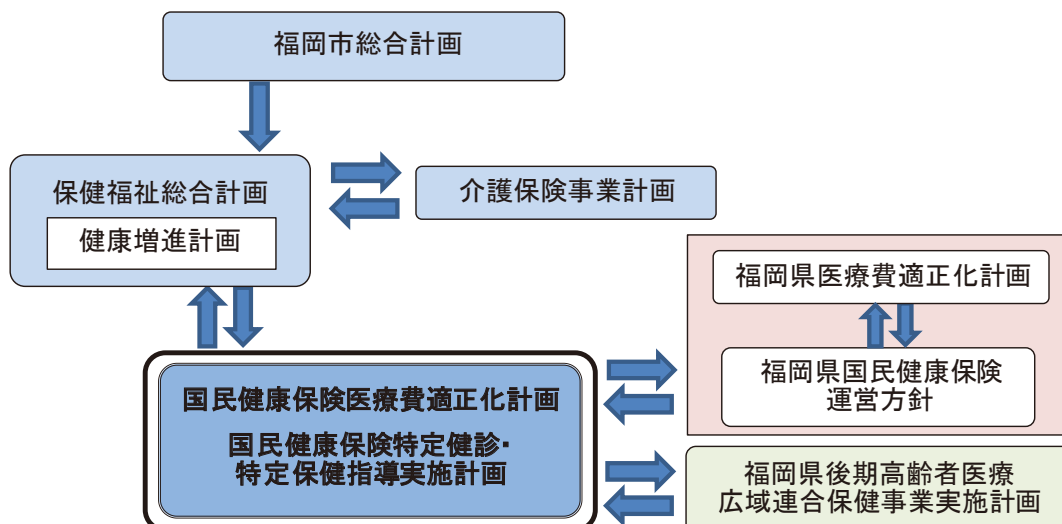


資料：標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

図表2 計画期間

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		福岡市国民健康保険医療費適正化計画（データヘルス計画・給付適正化計画）			福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第2期）（データヘルス計画・給付適正化計画）						福岡市国民健康保険医療費適正化計画（第3期）（データヘルス計画・給付適正化計画）					
		福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画 第二期			福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画 第三期						福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画 第四期					

図表3 他の計画との関係



第3章 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とします。

第4章 実施体制・関係者連携

本計画の策定・実施・見直しについては、福岡市保険医療課が主体となって行います。

地域保健課等の関係部局及び外部の団体と連携し、必要に応じ福岡県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会や医師会等の外部有識者から意見を伺います。

本計画は被保険者の健康の保持増進が目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、主体的・積極的に健康増進に取り組むことが重要であるため、福岡市国民健康保険運営協議会等を通じて、意見反映に努めます。

また、被保険者の健康の保持増進のためには、国保加入前からの働きかけが重要であることから、福岡県保険者協議会等の場を活用して、他の保険者との課題共有、事業連携に努めます。

図表4 福岡市の実施体制図

